

農業委員会議事日程

日 時：令和8年3月27日(金)午前10時00分

場 所：千曲市役所3階 301AB 会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
9. 議案第55号 遊休農地に係る非農地判断について
10. 議案第56号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
11. 議案第57号 令和8年度千曲市農業委員会事業計画（案）について
12. 議案第58号 職員の人事について
13. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について
14. その他
 - (1) 令和8年度農地等利用最適化推進等の活動、春農地パトロール日程予定等について

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 13 名（竹澤委員）
横嶋農地利用最適化推進委員外 13 名（瀬下推進委員欠席）
- ◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹主任、岩井佳苗主任
農林課 永田主幹

【 会議概要 】

- 滝沢局長 令和 8 年 3 月の総会を開催いたします。
はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
- 柳澤会長 (会長あいさつ)
- 滝沢局長 (経過報告)
- 議長 ここで委員の出欠等について事務局から報告願います。
- 平塚次長 (出席状況の報告)
- 議長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。
日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りうと思
いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。
次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名すること
にご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 「異議なし」と認めます。それでは、議長から指名いたします。
6 番：^{おおた よしひこ}太田 良彦 委員、7 番：^{からき ひろみち}唐木 博道 委員の両委員をお願いいたします。
- それでは、日程第 5「議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、
事務局から説明願います。
- 平塚次長 (説明)
- 議長 説明が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議長 進行いたします。質疑・意見を終結いたします。
「議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛
成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、「議案第 51 号」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6「議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任 (説明)

議長 質疑をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。

滝沢委員 9番滝沢です。
1番案件ですが、過日担当農業委員推進委員3名で、現地確認を行いましたので報告いたします。
申請地は、通称大西線の戸倉庁舎前の信号を南へ100mほど行き、東へ100mほど入った戸倉小学校の南に位置する自己所有の畑で、現住居を売却し住宅を新築する計画です。
東側は市道及び宅地、北側は宅地、西側は水路を挟んで宅地で南側は自己所有の畑です。
隣接する他人所有の農地はありません。
申請地周囲は既存土留があるため、土壌流出の恐れはなく、雨水は敷地内地下浸透、生活排水は公共下水道接続で問題無いと思います。以上です。

議長 担当委員からの報告が終わりましたので質疑・ご意見を伺います。

(進行の声あり)

議長 進行いたします。
それでは「議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第52号」は原案のとおり可決されました。
続きまして、日程第7「議案第53号 農地法第5条の第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任 (説明)

議長 それでは現地確認の報告をお願いしたいところですが、2番、3番、4番案件は継続審議となっていますので、分けて審議をしたいと思います。
継続審議以外の案件から先に報告をお願いします。

半田委員 14番半田です。
1番の案件についてですが、3月22日に担当農業委員及び推進委員で現地確認を行いましたので、ご報告いたします。
場所につきましては、雨宮西にありますセブンイレブンより100mほど南へ行ったところの農振農用地です。
市の事業の代替地として農地を取得し、農業用施設の設置及び農業法人向けの貸倉庫として利用する転用目的の申請です。
申請地の周辺は、南北は水田、東西は水路及び道路に囲まれております。
北側、南側には擁壁があり、土砂流出はなく、工事中は流出防止シートを設置し、周辺農地に影響は無いようにする。雨水は敷地内浸透し水路については、下流域に影響のないように現状のままにする。日照等の影響は、北側、南側の隣接耕作地と1.5m離れており、各建物の高さは5m以内以下で周辺への影響は軽微であり、夜に発光する施設及び汚水の排水はなく、隣接農地、

耕作者の同意も得られております。

また、申請地の中に育苗ハウス等の農業用地が部分的にあり、設置目的以外には使用しない。設置目的と異なる利用をする場合は、農地法4条に基づく許可を約束する念書を提出しており問題無いと思われます。以上です。

長浦委員

それでは14ページ、5番案件でございます。13番長浦です。

この案件につきまして、3月22日に担当推進委員さんと現地確認をしております。

場所につきましては、東小学校の南側、森・倉科の信号の所を西側に入っていく住宅1軒挟んだ農地でございます。隣接地は宅地及び道路に囲まれており隣接農地はありません。

この案件につきまして、既に駐車場として利用されている追認案件でございますが、周辺農地への影響が少ないことや本来であれば5条申請をしたら通る案件であると思っておりますので、追認ではございますけれども、支障無いというふうと考えております。

なお、前回は5条案件につきまして、追認理由の付いたものがほとんどでございますので、本来であれば、追認というのはやむを得ない場合とかであって。本来であれば5条違反でございますので、犯罪として対応していかなくやいけない案件である。

未だにこの追認案件だけが非常に多いということで、事務局にお願いなんですけれども。今後追認するような事例が無くなるような方策を施策として取っていただきたい。

窓口等で農地法違反であるといったパンフレットとか、あるいは市報等で周知を図るなど、色々やり方あると思うんですけれども、そういったことがほとんどされてないということで追認ありきで処理してるようなところが見受けられます。

本来であれば、追認というのはやむを得ずやるべきものであって、それを正当化するような方策は非常にまずいと私は思っております。今後追認にならないような処理をするよう事務局として徹底していただきたいと思っております。以上です。

柳澤会長

続いて、6番案件。5番柳澤です。

過日、唐木沢推進委員と現場を確認した報告をいたします。

場所は、稲荷山の県立稲荷山養護学校の道路を挟んで西側にあり、北側には歯科医院があり、西側は住宅、南側・東側は道路に囲まれているという農地でありまして、住宅を建てたいという申請であります。周りには農地がないということで、許可相当と思われます。

滝沢委員

9番滝沢です。

7番及び8番案件について、22日に担当農業委員・推進委員3名で現地確認を行いました。

まず7番案件ですが、申請地は、国道18号線から旧法務局のあった道路を福井地区に入り、しなの鉄道を超え、北へ200mほどのところにある福井公民館前の市道を挟んで東側にある父親所有の田で住宅を新築する計画です。

東側は宅地、北側は市道を挟んで宅地、西側と南側は父親所有の田となっております。

西側と南側には擁壁を施工し、土砂流出を防ぎ、雨水は敷地内地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題無いと思っております。

続いて8番案件ですが、この申請地も国道18号線を旧法務局のあった通りを福井地区へ入り、しなの鉄道を超え南へ150mほどのところにある畑で、車庫兼農機具庫を新築する申請です。

南北は農地で隣接地との段差がなく既に低い擁壁があります。東側は市道、西側はしなの鉄道で雨水は地下浸透、生活排水はなく、隣接農地耕作者への説明了解も取れており問題無いと思っております。以上です。

議長

6番案件は、大谷推進委員さんが関わってるということから、大谷推進委員さんの退室をお願いします。

(大谷推進委員 退室)

議長 質問と採決をいたしたいと思いますがご質問ありますか。

(質問・意見なし)

議長 質問が無いので、6番案件だけ採決を取りたいと思います。原案でよろしい方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。それでは大谷推進委員さんの入室をお願いします。

(大谷推進委員 入室)

議長 それではただいまの報告につきまして質疑を受けたいと思います。
何かございましたら挙手願います。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか。それでは質疑・意見を終結して採決いたします。
「議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
1番、5番、7番、8番案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので「議案第53号」1番、5番、7番、8番案件は可決されました。
続きまして、前回から継続となっております2番、3番、4番案件についての質疑に移ります。
先月の流れで、本日まで来ましたが、数名の意見はいただいたと思います。それぞれの
意見をいただきまして採決に持っていきたいと思います。

北村主任 2月の頭に行った協議事項について簡単なものをお配りしましたけれども、その2月頭のときの
協議事項と、前回の総会のときの内容について発言等を含め確認したいということで雨宮地区
の農業委員さんより要望書をいただきました。
それについて、申請者側の方から回答書をいただいておりますので、ご覧になりたい委員さん
はいらっしゃいますか。

(資料を必要とする委員なし)

半田委員 顛末書の資料が届きまして。雨宮地区の担当農業委員・推進委員で確認をしまして、こちらの
意見と、向こうの行政書士さんの意見が食い違っているところがあるので、再確認ということ
で質問をさせていただいた次第です。
内容につきましては、3番、4番案件の用地について、擁壁をしてあるのは事前着工ではないか
という考えでしたが、それについて図面はあるのか。工事金額の表示などこの辺の資料を
提出してもらえないかという質問をしました。
その用地について、盛り土してあるのではないかという疑いもあったのですが、その辺につい
て確認をしました。
それと2番、3番の顛末書について事前着工ではないという当方の説明がついていましたので、
その辺の説明をしていただくよう質問を行っております。

擁壁図面については無いと。金額は表示はしてもらい約150万円ぐらいでした。
顛末書の2番、3番について事前着工ではないかということについては、市の方と相談してやったという回答を得られております。
それに基づいて、私の方は雨宮地区としての判断の方は、一応これでしょうと思って来ております。以上です。

議長 雨宮地区の委員さんとしては、今回の株式会社Kの案件に対してどういう判断になったのか。

半田委員 2月2日の行政書士さんと協議について受け取り方が双方で食い違うため、今回再確認を行ったのですけれども、2番案件については事前着工を認めており、これは確認が取れています。
あと、完全な原状回復はできないとも言い切っております。
やるとすれば、資材を他に移転して表面の舗装を一部剥ぐぐらいにしてほしいというのが向こうの考えだということも確認しております。
ですので、こちらとすれば資材の搬出、舗装の剥がしと、当然、無駄な経費がかかるということ、顛末書で反省もしており、2月27日の総会で社長並びに行政書士さんが説明・謝罪していることから申請者の言った内容で許可してもよろしいのではないかと考えております。

議長 はい。

半田委員 次の3番、4番について。これは2月27日で初めての申請のものなんですけれども。令和6年2月に2番案件を調査したときに2番案件の南側の農地から塀を見込んだような穴の空いた擁壁が東側と南側にあり事前着工じゃないかということで事務局に確認をお願いしたいということによって始まった案件なんです。今回初めて顛末書が出まして、内容は千曲市役所に事前にお聞きして、擁壁設置なら農地転用には該当しないと書かれており、今週もう一度その中身について確認したところ、申請者は擁壁工事の見積もりを依頼する前に、農業委員会事務局の窓口で4人の職員と相談をして、農振地域ではなく、擁壁は境界部分に施工している例があるから農地転用には当たらない。工事の隣接地権者との境界立会いのもとでやってもらえば良い。土留めの厚さについても特に規制は無いという結論をいただいたということで実行したと申請者の方は言われております。
その回答をいただいてまた擁壁の概要図面の提出を依頼しましたがこれは無いということでもう事前着工の確認が取れない。以上のことから許可しても良いと判断しました。以上です。

議長 鎌田委員何かありますか。

鎌田委員 今半田委員から説明ありましたように、顛末書が3月19日に皆さんに届きました顛末書を見まして、連休明けの3月23日に、株式会社Kに対して、懸念の疑問点について回答を求めたものでございます。
内容は半田委員がおっしゃった通りなのでそのままです。
私に加えて申し上げたいのは、この案件顛末1・2のお手元の資料をご覧ください。
1ページの下について、千曲市役所において事前にお聞きして承認いただいているって内容について質問しました。それはいつ誰とどのようにしたかっていう内容につきまして、今半田委員が読まれたように、ここに回答書を頂戴しています。
一番申し上げたいのは、この2・3について、今まで一度も農業委員会において承認をいただいていたという話があったのを聞いておりませんでした。
ということで、こちらの言い分では、この工事を着工する令和4年2月において、農業委員会の4名の職員によって、結果的にゴーサインが出たからやったってということなんですけれども、振り返れば、令和6年度末の保木野会長、会長代理そして退職された事務局。そして私達もその当時、農業委員としておりましたし、半田委員は推進委員としてそこにおりましたし、前任

者の平林委員の方も、その事実について全く知りませんでした。
もしこの農業委員会において、擁壁の施工について承認に値するっていうような判断をもしそこでいただければ、この顛末1年間の苦労はなんだったんだろうと思います。
ということ踏まえて皆さん、今回雨宮で何かごちゃごちゃ言ってるみたいになっていうふうにとらわれないで、申し上げたいのは、判断は判断なんですけれども。この根本的には、令和4年2月の訪ねたときの記録に基づいて、株式会社Kは判断しているんだけど、私達は全然知らない環境において現実を見て、違法っていうスタンスに立っています。
その原点については繰り返しになりますけれども、農業委員会の判断があつて承認されたっていうことを事務局も言わなかったし、私達に知らしめていなかった。
知っていたのは株式会社Kだった。ていうところにおいて、事務局において進んだ重大な決裁をしたことについて、担当は4人その頃の方どなたがいてっていうのは分からないんですが。既に退任された職員を含めて、その時点でどうして共有されなかったのか。
また、今に至るまでその経過についての記述、保存、その他継承についてどのようになされているか、今後のこともありますので十分ご回答を頂戴したいところです。

議 長 鎌田委員さんも半田委員さんの意見と同じという捉え方でよろしいのでしょうか？

鎌田委員 はい。地区の判断については私ども委員兩名と推進委員の3名が協議した結果をもって半田委員の方で申し上げております。

議 長 はい。2人のお話を聞いた中でのご意見質問をお願いしたいと思います。何かございますか。

長浦委員 今回の顛末書を新しく添付していただいたんですけれども。前回の顛末書をこちらに書き換えるという意味で出してもらったのか。
それからもう一点この顛末書については、前回ついているものについては、会社の印鑑が押してございますけれども、この顛末書については印鑑がないと。印鑑無い顛末書が受理できるのかどうか確認をお願いします。

北村主任 お答えします。顛末書については前回の総会でいただいた意見の中で、ブラッシュアップみたいな御発言もありましたので訂正ということで出し直しをしていただいたところです。
印鑑につきましては、確かに今までの案件ですといただいておりますけれども、本案件については、申請者側も先月こちらにお越しいただきお話いただいて状況等は承知しておりましたので、特段その辺りには言及しておりません。

長浦委員 すいません。顛末書の様式なんですけれども、通常の様式であれば印鑑ついたものが顛末書っていうのが通常の様式だと思っています。
ですから、こんな判子がないようなものをつけている方が私はおかしいと思っている。だからこれは改めて出すのであれば、県に上げるまで時間がありますから、判子ついたものを差し替えていただいて提出をお願いしたいと思います。

議 長 他にございますか。

滝沢委員 9番滝沢です。半田委員の方からお話がありましたけれども、整理させていただきますと、要するに2番、3番、4番案件について、3番と4番は色々質問をしたけれども、Kさんと行政書士さんの方でおっしゃられていることを認めると。だからそれは認可してもいいんじゃないかと。
2番に関しては、要するにKさんの方でも、コンクリートをはつるぐらいはするけれども、建屋が建っているのを解体とか。その辺のところはお金がかかるから勘弁してほしいというような

話があったんで、コンクリートをはつるところまではしていただくということで認めるということで、そういうご判断でよろしいですか。

半田委員

はい。

滝沢委員

分かりました。

議 長

中島委員さんありますか。

中島委員

前回長浦委員さんからご指摘があったように、3条で申請しないで5条で最初から申請すればこんなに大騒ぎすることは無かったんじゃないかなということが先月の総会から今までもくすぶってた。それで、追加資料をいただいた中に2441の申請とそれから土口ですか。

その2筆について3条できちゃってるわけだよね。それで3条で承認されたと。

最初からその土地は会社の敷地、要するに農業じゃない部分で使うことを目的として、その土地を買ったように思える訳なんですよ。

時系列を整理すると、平成31年3月14日に追加資料の中の申請書によりますと、その申請書には農業をやるということを前提に。農業をやるということで一般申請記載事項として作付け予定とか大農機具それから従事者、全部こと細かく申請されてるんですね。この2441に対して。申請代理人の行政書士から農地法3条での取得であるため、農地として耕作を継続するように念を押されたと顛末書に書かれております。これは令和6年8月23日付けの追加資料の中の顛末書です。

それで、その経緯を見ていきますと、3条に対して申請したのが、平成31年3月28日に3条の許可が下りているわけです。

それで工事見積もりの日付。これは事業の経緯の報告書の中の見積書のコピーでいきますと、このときに既に工事見積もりの日付が平成31年2月2日、これを見ると、申請より前にこの工事についての行動が起こされていたというふうに判断できるんですよね。それで工事終了したのは平成31年3月。所有権の移転が平成31年4月10日と。工事代金もこの日に払ったというふうになっていますので。

申請のスタートからそもそも間違っていると。そういう内容の顛末の内容なんですよね。

これをどういうふうに判断するかっていうのが、今モヤモヤしてます。判断できないんです。

議 長

他にありますか。

近藤推進委員

前回総会に出ていませんので。今も中島委員さんのお話聞いてて、元々このうちそんなに農業一生懸命やってるようなお宅じゃないように私は見受けられまして。それで今回こういうね、あの事業性が高い。仕事をやっておりまして、やっぱり最初からちょっとおかしいなっていう感じですね。

それで、その違法性っていうか、ちょっと悪性が高いんじゃないかなっていう、意図的にやったんじゃないかっていうような部分も見受けられますので、非常に判断難しいような気がします。今の意見聞いて、認めざるを得ないのかなっていうのもあるんですけども。なかなかこれからの判断、こういう案件が出てきた場合にどう処理するかっていう難しい問題に発展してしまうような気がします。

ということでちょっと何言ってるかわかりませんが、ちょっと遡ってくると非常になんかおかしい点が出てくるかなっていう感じがしました。以上です。

議 長

他にございますか。

滝沢委員

度々すみません。私先月の会議の時に申し上げたと思うんですけども。先程中島委員さんが

おっしゃられたように、2441 番の土地に関しまして、行政書士が「これは 3 条で申請したんだから、農業をやってくださいね」と念を押されてるという顛末書が確かに出ているんですね。それなのに関わらず、その年にもう既にコンクリート打って資材置き場作ってるわけです。それと私も現地を見ておりますけれども、2 番、3 番、4 番の土地に関しまして、3 条申請で認可されているのにも関わらず農業をやった形跡が無かったわけですね。それで土留をされていると。だから私とすれば、農業委員はそういう農地法に関してのチェック機関でありますので、あくまで厳正に見た場合に 2441 は原状復帰。3 番、4 番の土地に関しましては、原状復帰というふうに本当はしなければいけないかもしれませんが。半田委員がおっしゃられたように質問書を出したり、色々して認めざるを得ないんじゃないかなというところがあるものですから。私は 3 番、4 番に関しては認めて。それで 2441 に関しては、原状復帰をさせると。それで 3 番、4 番の土地に新たに資材置き場を作って、2441 で置いてあるものを移動させてですね。それで、現状復旧させてそれを確認してから新たにやっていただくような方法がいいんじゃないかっていうふうに先月私は申し上げたと思います。だけれども、担当地区の農業委員さんのご判断を尊重をしてですね。っていうふうには私は考えています。ただ農業委員会とすれば、そういった農地法に関してのチェック機関であるが故にズルズルとしょうがないなっていうことだけでね、認めていってはいけないんじゃないかなっていうふうには思っています。

議長

はい。ありがとうございます。

私的にもあまりにも時間が経ちすぎたっていうことが非常にやりづらくなってきたと。それから各地域の委員さんの目に触れないような形になってるところで進められたっていうことが非常に問題を大きくしてっちゃったんじゃないかなと。今の滝沢委員さんじゃないけどチェック機関ですからあそこに変なものが建ち始めたとか、何かやりだしたぞっていうことを、各地区の委員さんは見張っていただくっていうのが一つの仕事かと思えます。

あと色々言い出すとまた取りとめもなくなりますのでここで採決を取りたいかと思えます。雨宮地区の委員さんの判断が出ておりますので、その委員さんの判断に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(挙手多数)

議長

ありがとうございました。

挙手多数と認めましたので、議案第 53 号の 2 番、3 番、4 番案件は可決されました。

続きまして、日程の第 8「議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議長

ただ今の説明につきましてご意見ございますか。

(意見なし)

議長

よろしいですか。進行いたします。採決いたします。

「議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。
続いて、日程第9、「議案第55号 遊休農地に関わる非農地判断について」を議題といたします。
事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議長

それでは質疑・意見を一括してお受けいたしますが、何かございますか。

(質疑・意見なし)

議長

無いようですから進めます。
議案の中で滝沢委員の案件があるということで退室をお願いします。

(滝沢委員 退室)

議長

それでは、採決いたします。
「議案第55号 遊休農地に関わる非農地判断について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。それでは滝沢委員の入室を許可します。

(滝沢委員 入室)

議長

続きまして、日程第12「議案第56号 令和8年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議長

それでは質疑・意見をお受けいたしますが、何かございますか。

(意見なし)

議長

よろしければ進行します。
「議案第56号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので原案のとおり可決されました。
続きまして、日程の第11「議案第57号 令和8年度千曲市農業委員会事業計画(案)について」説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

質疑がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

長浦委員

すみません。48 ページ中段に (4) ですけれど。各種関係団体との懇談会でございますけれど、過去何年か懇談会やった実績が無いと思います。でも計画に載ってるから今年はやるのかどうか確認をお願いします。

平塚次長

今の長浦委員さんのご質問の各種関係団体との懇談会ということですが、例えば財産区ですとか、商工会議所あるいは信州千曲観光局と記載がございますけれども、昨年もこのように載っております。私もやっと1年経ったところでございます。令和8年度は、そういう懇談会が設けられるかどうか即答できないところなんです。あくまでも計画ということですので、そういう機会が持てるようでしたら、設ければいいのかなということですのでご了承いただければと思っております。

議 長

他にございますか。それではお諮りいたします。

「議案第57号 令和8年度千曲市農業委員会事業計画（案）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

はい。ありがとうございました。

続きまして、日程第12、「議案第58号 職員の人事について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

何かご質問ございますか。

(質疑・意見なし)

議 長

以上で議事は終了となります。

続きまして、日程第13の報告事項について事務局から報告願います。

<報告>

平塚次長

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

平塚次長

(2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

永田主幹

(3) 千曲市農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

<その他>

岩井主任

(1) 令和8年度農地等利用最適化推進等の活動、春農地パトロール日程予定等について

議 長

以上で本日の日程は全て終了です。3月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午前11時26分